

# 四国中央市公園照明灯 LED 化等 ESCO 事業

## 募集要領

令和 5 年 7 月

四国中央市

## 目次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業概要	1
3. 提案上限額	2
4. 業務内容	2
5. 事業対象	2
6. 応募要件及び応募者の資格要件	3
7. 応募者の役割	4
8. 応募者の制限	4
9. 応募に関する留意事項	5
10. 事業者選定の流れ	5
11. 選定委員会の構成	6
12. 事務局	6
13. 事業全体スケジュール（予定）	7
14. 提案書に係る記載事項等	10
15. 提案書における提示条件	11
16. 審査及び選定結果の通知	11
17. 契約に関する事項	12
別表 四国中央市公園照明灯 LED 化等 ESCO 事業提案評価基準	14

## 1. 事業の趣旨

四国中央市（以下「本市」という。）は「四国中央市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。しかしながら、現在、都市計画課等が管理している公園照明灯のうち、LED化等されているものは約9%にとどまっている。

加えて、平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止となったことから、今後はLED化等の対応が必須となっている。

この本市を取巻く環境を鑑み、四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業（以下「本事業」という。）においては、都市計画課等の公園照明灯について、大幅な二酸化炭素の排出量の減少が見込まれるLED化を骨格とした設備改修を行い、ゼロカーボンシティへの取組みを確実に実行していくものとする。

なお、本事業においては、設備導入後の維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。また、本募集要領のほか、別紙仕様書を熟読し、提案すること。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業

### (2) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (3) 契約方式及び契約期間

#### ① 契約方式：ESCO契約（ギャランティード・セイビングス契約）

特記事項：本事業は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は市が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に本市に対して対象設備の引渡しを行った後10年間の維持管理期間中、導入設備の維持管理等（定期点検等）に係る業務を行うものとする。

#### ② 契約期間

契約締結日から令和16年3月31日まで

ESCOサービス期間 10年間

（令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）

### 3. 提案上限額

初期投資費用 148,365,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

ESCO サービス料 900,000円／年（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ESCO サービス料は、令和15年度までの債務負担行為を設定している。

※ 見積書等の消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

### 4. 業務内容

別紙 仕様書のとおり

### 5. 事業対象

事業対象は下の（1）～（4）の4設備とし、維持管理事業における維持管理（以下「維持管理」という。）の対象に、（5）の本市が新設した照明灯及び本市に移管される照明灯を加える。

なお、既にLED化されている設備は更新対象には含めないが、維持管理の対象とする。

#### （1）公園照明

都市計画課等の管理する公園に設置されている公園照明

#### （2）投光器

以下の公園に設置されているスポーツ施設用の投光器

- ① 伊予三島運動公園
- ② やまじ風公園
- ③ かわのえテニスセンター
- ④ 浜公園

#### （3）施設照明

以下の公園内の建物内に設置されている照明灯

- ① 浜公園
- ② 伊予三島運動公園
- ③ やまじ風公園
- ④ スカイフィールド富郷
- ⑤ 川之江城 天守閣・涼櫓

#### （4）やまじ風公園のキュービクル

#### （5）維持管理事業期間中に新設したLED照明灯

本市が新設したLED照明灯及び本市に移管されるLED照明灯についても、照明灯管理システムにデータを反映した上で契約終了まで維持管理事業に含むものとする。なお、事業期間中に維持管理の追加となる数は、年間で公園照明5灯

程度を見込むものとする。

(6) 業務概要

- ① LED化改修施工
- ② キュービクル更新
- ③ 照明灯管理システムへ反映するためのデータ作成
- ④ 照明灯の維持管理

6. 応募要件及び応募者の資格要件

- (1) 応募者は、本事業を遂行する能力を有する単独企業または複数の企業で構成されるグループとする。
- (2) グループでの応募は、代表者を1者選定し、その者を本市との対応窓口とすること。
- (3) 応募者の構成員は、四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（平成21年四国中央市告示第126号）第2条の規定により、令和5年8月4日（金）17時までに「令和5・6年度建設工事等入札参加資格審査申請書」を提出し、本事業の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 参加表明時は、応募者の構成員をすべて明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (5) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることは出来ない。また、応募者の構成員の子会社が、他の応募者の構成員となることは出来ない。
- (6) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (7) 次項の事業役割を担うものは、これまでに省エネルギー保証を行うESCO事業を受託し、遂行した実績を有すること。構成員が複数いる場合は、少なくとも代表者は本要件を満たすこと。
- (8) 事業役割を担う者は、愛媛県内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (9) 次項に記載する施工役割を担う者は、建設業法第3条第1項に規定する電気工事の許可を受けており、建設業の許可を受けており、市内に本店を有し、かつ令和5年度四国中央市競争入札有資格業者名簿中、「電気」に登録されている者であること。
- (10) 次項に記載する施工役割を担う者は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（その審査基準日が参加表明書の提出する日前1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書中、「電気」において総合評定値が650点以上、かつ、完成工事高の平均が1億円以上の者であること。

- (11) 次項に記載する維持管理役割を担う者は、電気工事業の建設業の許可を受けており、市内に本店又は支店を有し、かつ令和 5 年度四国中央市競争入札有資格業者名簿中、「電気」に登録されている者であること。

## 7. 応募者の役割

応募者は、次の役割をすべて担う者とし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

### (1) 事業役割

本市との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に係る諸手続きを行い、事業全体を統括し、業務遂行の責を負うものとする。

### (2) 設計役割

設計・計画に関する業務をすべて実施する。

### (3) 施工役割

施工管理・施工に関する業務を実施する。

### (4) 維持管理役割

維持管理に関する業務を実施する。

### (5) その他の役割

上記(1)～(4)のほか、必要な役割を担う。

応募者は、各役割でそれぞれの事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、各役割を担う事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

## 8. 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

### (1) 法人格を有していない者。

### (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

### (3) 公募開始の初日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者がなかった時は、本募集の終了を宣言した日）までの間に、四国中央市の入札参加資格停止措置を受けている者。

### (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者。

### (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て

又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けているものを除く。）。

(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）の規定により破産の申し立てがなされている者。

## 9. 応募に関する留意事項

(1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、四国中央市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(3) 本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の提案は 1 件を上限とする。

(6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容は必ずしも提案内容に沿うものではない。

(7) 提出書類の記入については、公告日時点で本市に届け出ている使用印鑑を使用すること。

(8) 結果の公表の際は、非特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が 2 名の場合はこの限りでない。

(9) 提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(10) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(11) 本事業提案への応募者が 1 者であった場合であっても、当市の定める評価得点を上回る提案であった場合は最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

(12) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

## 10. 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は「6. 応募要件及び応募者の資格要件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する「四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業受託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において提案内容を審査し、最優秀提案者1者(以下「優先交渉権者」という。)及び優秀提案者1者(以下「次選交渉権者」という。)を選定する。ただし、同点の場合は選定委員会の多数決により選定する。

(4) 選定結果

選定結果については、参加者全てに通知する。

(5) 最終提案書の作成及び協議

本市は、優先交渉権者が提案書に基づき作成する電気料削減等の資料及び最終提案書により、契約締結の諸条件について、優先交渉権者と協議を進めるものとする。

(6) 事業者の選定

本市は、優先交渉権者との協議が整い次第、優先交渉権者を契約事業者(以下「事業者」という。)とする契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は協議を打ち切り、次選交渉権者と契約締結の諸条件について協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者又は次選交渉権者の負担とする。

11. 選定委員会の構成

選定委員会は市職員で構成するものとする。

12. 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：四国中央市 建設部 都市計画課

都市公園係 三好・高尾

所在地：〒799-0413 愛媛県四国中央市中曾根町 500 番地

電話 : 0896-28-6231

F A X : 0896-28-6189

電子メール：[toshikeikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp](mailto:toshikeikaku@city.shikokuchuo.ehime.jp)



### 13. 事業全体スケジュール（予定）

（1）本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	公告日 (市ホームページに掲載)	令和5年7月7日(金)
2	質問受付期間	令和5年7月7日(金)～ 令和5年7月14日(金)
3	質問回答	令和5年7月21日(金)
4	参加表明書・資格確認書類の受付	令和5年7月24日(月)～ 令和5年8月10日(木)
5	応募者参加資格確認結果 提案要請書の通知	令和5年8月18日(金)
6	提案書の受付期間	令和5年8月21日(月)～ 令和5年8月31日(木)
7	プレゼンテーション、選定	令和5年9月上旬
8	選定結果通知、優先交渉権者の決定	令和5年9月上旬
9	契約締結	令和5年9月下旬(予定)
10	設備改修	契約締結日～ 令和6年2月28日(水)
11	検収及び設備改修費支払い	令和6年3月(予定)
12	維持管理	令和6年4月～令和16年3月末

※施工期間及びESCO サービス期間については、協議により変更する場合があります。

（2）本提案募集の手続き

本プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

① 募集要領の配布

令和5年7月7日(金)から市ホームページにて掲示

② 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

ア 参加表明書の受付期間

令和5年7月24日（月）午前9時00分から令和5年8月10日（木）午後4時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

イ 提出方法

持参、又は郵送（期日までに必着）による。

ウ 提出先

事務局へ提出(12 参照)

③ 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正1部、副2部提出すること。

次の書類に、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

なお、参加表明書の受付時に応募者に供覧する資料は次のとおりとする。

- ・照明灯のデータ
- ・照明灯の電気料金明細書及び維持管理費の過去3年間の実績

《参加表明作成書類》

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、維持管理役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）を添付すること。

ウ 企業概要等

- ・企業概要（様式第4号の1）
- ・企業状況表（様式第4号の2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- ・各役割の業務実績表（様式第4号の4）
- ・ESCO 関連事業実績一覧表（様式第4号の5）

エ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）

オ 役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

カ 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の賃借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。

なお、写しでも可とする。

(3) 参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和5年8月18日（金）に参加資格の確認結果及び提案要請書を応募者（代表者）に文書で通知する。

(4) 質問書の提出

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

① 提出期間

令和5年7月7日（金）午前9時00分から令和5年7月14日（金）午後4時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

② 提出方法

電子メールとし、表題に「四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業質問書」と明記する。なお、送信者に翌開庁日までに到着確認メールを本市より送信する。届かない場合は市に電話にて確認を行うこと。

③ 提出先

事務局へ提出（12参照）

④ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和5年7月21日（金）に市ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

(5) 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が選定参加を辞退する場合は、提案書受付締切日の令和5年8月31日（木）午後4時00分までに提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参すること。

(6) 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。

① 受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時00分から令和5年8月31日（木）午後4時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

② 提出方法

持参、又は郵送（期日までに必着）による。

③ 提出先

事務局へ提出（12 参照）

④ 事業提案時の提出書類

応募者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

ア 提案書提出届（様式第 7 号）

イ 提案総括表（様式第 8 号の 1～第 8 号の 2）

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第 9 号）

エ 使用機器提案書（様式第 10 号）

オ 施工中の対応・廃棄計画書（様式第 11 号）

カ システムに関する提案書（様式第 12 号）

キ 維持管理等提案書（様式第 13 号の 1～第 13 号の 2）

ク 業務工程計画書（様式第 14 号）

ケ 事業資金計画書（様式第 15 号）

コ 計測・検証計画書（様式第 16 号）

サ 契約終了後の対応（様式第 17 号）

シ 市内企業選定表（様式第 18 号）

⑤ その他

ア グループの代表企業が提出すること。

イ 原則 A4 判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。

ウ 提出部数は正 1 部 副 8 部とする。

エ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

#### 14. 提案書に係る記載事項等

##### (1) 基本事項について

###### ① 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

###### ② 提案書の様式について

別紙「四国中央市公園照明灯 LED 化等 ESCO 事業提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として 12 ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

③ 会社名等の表示について

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(2) 作成方法について

CO<sub>2</sub>削減根拠等についての資料作成にあたっては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/gbhojo.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)」を参考とすること。

15. 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) ギャランティード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、施工等を遂行することができること。
- (3) 維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (4) 維持管理事業期間中に本市が新設したLED照明灯や、開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED照明灯についても、システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。

16. 審査及び選定結果の通知

(1) 審査

本市が設置する選定会議が、事業計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次選交渉権者」という。）を選定する。

なお、審査においては「四国中央市公園照明灯LED化等ESCO事業提案評価基準」の事項を評価する。

(2) 提案評価

① 審査日程及び方法

日程：令和5年9月上旬を予定

※ 応募者数により時間割を行い、改めて本市より連絡をする。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：説明20分以内 質疑20分程度

参加人数：5名程度

- ・業務責任者となる予定者の者は出席すること。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
- ・説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコン及びプロジェクターは応募者が持参すること。（スクリーンは市にて用意）また、プレゼンテーションの準備は開始前に、提案者が自ら行うこと。
- ・プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

#### ② 選定結果通知

選定結果は、令和5年9月上旬に電子メールにより通知する。また、市ホームページにも掲載する。

#### ③ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- イ 募集要領に違反した場合。
- ウ 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

#### ④ 無効事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 受付期間を過ぎて提案書が提出された場合。
- イ 「3. 提案上限額」を超えた見積額を提示した場合。

### 17. 契約に関する事項

#### (1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

#### (2) 契約の時期（予定）

令和5年9月下旬

#### (3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。四国中央市契約規則第45条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

#### (4) 契約の概要

本市と優先交渉権者が、本募集要領、仕様書、提案書及び維持管理計画書等に基づき、詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事業者が遂行すべき施工及び維持管理に関する業務内容、支払い方法等を定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認する事

項や方法、時期等について明記するものとする。

(5) 支払いの概要

- ① 初期投資費用：令和6年3月 検収完了後 精算払い
- ② ESCO サービス料：令和6年4月から令和16年3月まで 年額均等払い

別表 四国中央市公園照明灯 LED 化等 ESCO 事業提案評価基準

区分	項目	No.	内容	配点	最低水準点
事業計画	事業遂行能力	1	本業務の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか	15	9
	事業実績	2	公園等の照明LED化のESCOまたはリース事業の実績があり、提案内容の確実な履行が見込まれるか	15	9
経済性	提案額	3	提案額（初期投資費用）が少なくなっているか	30	18
		4	ESCOサービス期間（維持管理期間）の提案額は、少なくなっているか	30	18
	削減保証	5	事業の総削減保証額が、提案額と比較して大きくなっているか	30	18
仕様材料等	灯具等	6	使用するLED照明灯の性能（消費電力、耐久性、照度等）が優れており、景観を損ねることのないデザインであることを確認できる提案になっているか。管理プレート等は、劣化しにくく、視認性が良いことを確認できるか	20	12
		7	既存の照度を満たすような灯具であることが具体的に確認できる提案となっているか	20	12
調査施工	現地調査	8	既存設備の現地調査の方法について、具体的な工夫や提案があるか	20	12
	電力契約の照合等	9	電力契約の調査、照合及び契約変更の確実性があるか（具体的な手法）	15	9
	施工	10	施工期間中の安全対策及び近隣住民や交通への配慮が十分なされた施工計画となっているか	15	9
維持管理	維持管理	11	維持管理の方法について、具体的な提案があり、市内全域で確実な維持管理体制が確保されているか	20	12
		12	契約終了後に、速やかに業務を引き継げる提案となっているか	20	12
環境	省エネルギー	13	消費電力、電気料金及び二酸化炭素の削減量が大きく、それらを検証することができるか	30	18
地域貢献	地域貢献	14	施工や維持管理等するにあたり、市内業者を活用し、地域に貢献する計画になっているか	20	12
合 計				300	180